

【議事（２）】

## 傍聴要領

佐倉市環境審議会

### 1 傍聴手続

- ( 1 ) 傍聴の受付は、当日、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- ( 2 ) 傍聴の受付は、会議開始 15 分前から会議開始までとします。

### 2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- ( 1 ) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、議長及び職員の指示に従ってください。
- ( 2 ) 会場内では、発言、質問等はできません。
- ( 3 ) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- ( 4 ) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長が認めた場合は、この限りではありません。
- ( 5 ) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- ( 6 ) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

### 3 会場の秩序維持

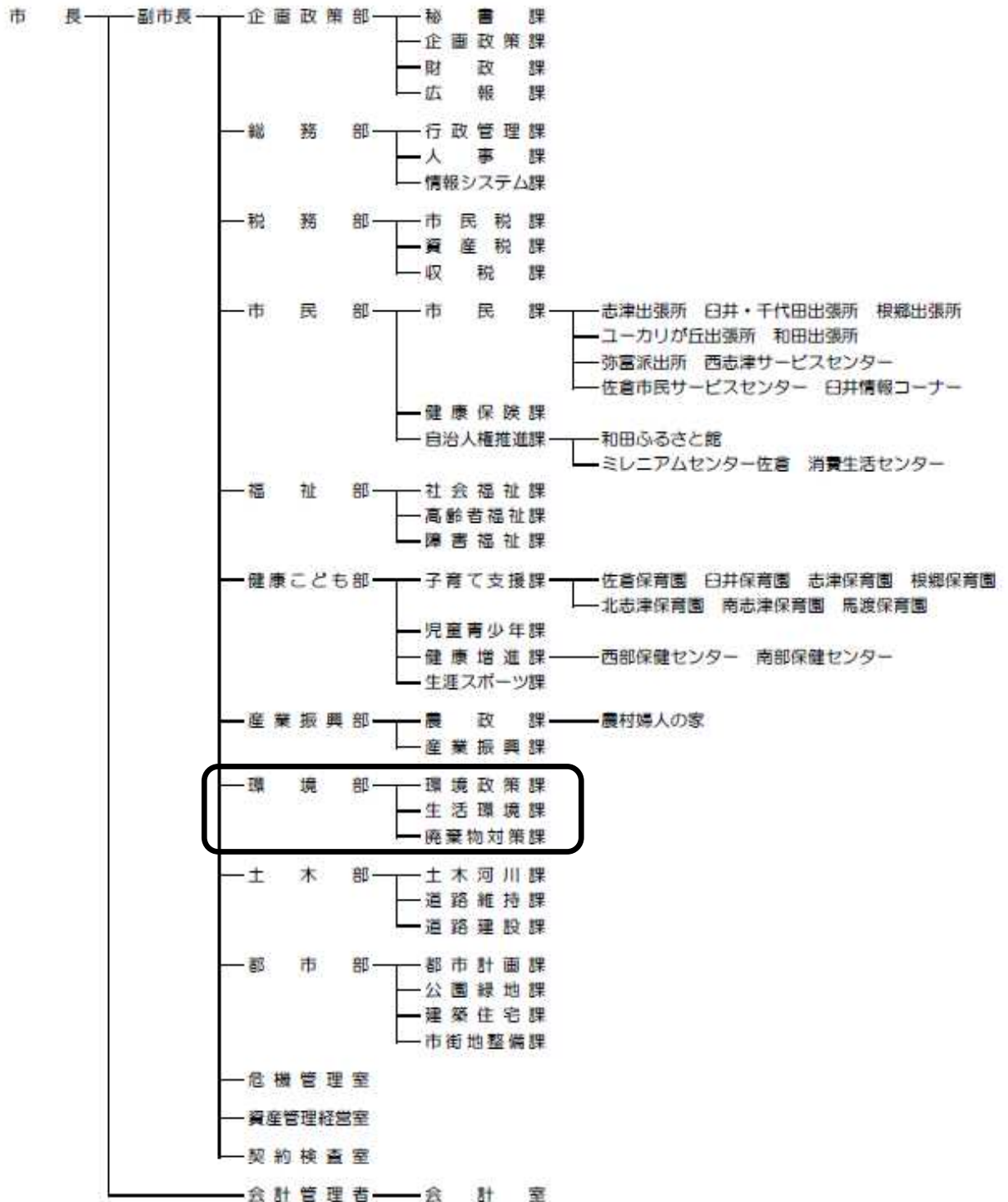
傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

# 【報告事項(1)】佐倉市の環境施策について

## 1) 佐倉市の行政組織

佐倉市行政組織図 平成28年4月1日

【市長事務部局】



## 2) 環境部 3 課の所管業務

所属名	所管する業務（事務分掌）
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 環境保全施策の調査研究、企画及び調整に関する事。</li> <li>( 2 ) 環境基本計画に関する事。</li> <li>( 3 ) 環境影響評価の意見総括に関する事。</li> <li>( 4 ) 環境審議会に関する事。</li> <li>( 5 ) 自然環境の保全（他の所管に係るものを除く。）に関する事。</li> <li>( 6 ) 自然公園に関する事。</li> <li>( 7 ) 印旛沼の水質浄化に関する事。</li> <li>( 8 ) 地球温暖化対策に関する事。</li> <li>( 9 ) 鳥獣の飼養登録に関する事。</li> </ul>
生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 空き地の雑草等の除去に関する事。</li> <li>( 2 ) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に関する事。</li> <li>( 3 ) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する事。</li> <li>( 4 ) 快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に係る総合調整に関する事。</li> <li>( 5 ) 合併浄化槽の設置及び維持管理の助成並びに普及促進に関する事。</li> <li>( 6 ) し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に関する事。</li> <li>( 7 ) 公衆トイレ（他の所管に係るものを除く。）の設置及び管理に関する事。</li> <li>( 8 ) 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道の規制等に関する事。</li> <li>( 9 ) 飲用井戸等の衛生対策に関する事。</li> <li>( 10 ) 環境対策及び公害防止の調査研究、企画及び調整に関する事。</li> <li>( 11 ) 公害の監視、測定、分析、規制及び苦情処理に関する事。</li> <li>( 12 ) 地質環境対策に関する事。</li> <li>( 13 ) 千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号）に関する事。</li> <li>( 14 ) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）及び環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく規制等に関する事。</li> <li>( 15 ) 放射線対策に係る計画に関する事。</li> <li>( 16 ) 放射線対策に係る総合調整に関する事。</li> <li>( 17 ) その他放射線対策に関する事。</li> <li>( 18 ) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との連絡調整に関する事。</li> <li>( 19 ) 印旛衛生施設管理組合に関する事。</li> <li>( 20 ) その他環境衛生対策及び環境衛生に関する事。</li> </ul>

所属名	所管する業務（事務分掌）
廃棄物対策課	( 1 ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に関する事。（産業廃棄物の処理及び生活環境課の事務分掌中第 6 号に掲げる事務を除く。） ( 2 ) 不法投棄に関する事。 ( 3 ) 土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する事。 ( 4 ) 一般廃棄物処理施設の整備計画に関する事。 ( 5 ) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。 ( 6 ) 小篠塚一般廃棄物最終処分場に関する事。 ( 7 ) 佐倉市、酒々井町清掃組合に関する事。

### 3) 環境保全に関する条例、計画等について

#### 【条例】

- ・佐倉市環境基本条例
- ・佐倉市環境保全条例
- ・佐倉市環境審議会条例
- ・佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例
- ・佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・佐倉市小規模水道条例
- ・佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例
- ・佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例
- ・佐倉市公害防止施設整備等促進条例
- ・佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・佐倉市産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例

#### 【計画】

- ・佐倉市環境基本計画
  - 「佐倉市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するために策定する、佐倉市の環境保全における最も基本的な事項を定めた計画。
  - <平成 10 年 3 月策定。計画期間：平成 10 年度～30 年度>
- ・佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
  - 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐倉市の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定するもの。
  - <平成 20 年 3 月「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」として策定、平成 28 年 3 月改定。計画期間：平成 28～31 年度>
- ・佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐倉市役所の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むために策定したもの。  
<平成26年3月策定。計画期間：平成26～29年度>

- ・佐倉市生活排水対策推進計画（改訂版）  
本市の生活排水対策を総合的かつ効率的に推進することを目的に、基本方針や目標ならびに実践目標を示したもの。  
<一次計画は平成6年3月策定。平成21年3月改訂。  
目標年次：平成29年>
- ・佐倉市谷津環境保全指針  
印旛沼と谷津をめぐる水系の保全のための仕組みの基となる計画。  
<平成18年3月策定。目標年次：平成30年度>

#### 4) 所管事業と事業費について（主なもの）

##### 環境政策課

**環境保全一般事務費** (444千円)

環境に関する重要事項を市長の諮問により調査・審議するため、環境審議会を開催する。その他環境行政全般に関する一般事務費。

**印旛沼浄化運動事業** (789千円)

印旛沼の水質改善を図るため、印旛沼周辺の清掃活動を実施する。

**環境学習推進事業** (408千円)

湧水などの水環境や谷津の生物を観察する水辺観察会や（公財）印旛沼環境基金との共催による環境学習講座を実施する。

**畔田谷津保全事業** (857千円)

佐倉市谷津環境指針に基づき、(仮)佐倉西部自然公園予定区域内にある畔田沢の谷津において市民協働により保全整備事業を実施する。

**地球温暖化防止啓発事業** (636千円)

市民生活における温室効果ガス削減について、温暖化対策の知識を持ったエコライフ推進員とともに、市民への啓発を図る。

**自然環境施設保全事業** (3,308千円)

市内ビオトープ等（直弥公園、岩富地先、西御門、佐倉城址公園、手繰川浄化施設、上志津清水台）の、生態系の保全を考慮した維持管理を実施する。

**住宅用省エネルギー設備等導入促進事業** (14,350 千円)

太陽光発電システムやエネファーム、蓄電池等、住宅用の省エネルギー設備等の設置に対し助成を行う。

**生活環境課**

**生活環境一般事務費** (399 千円)

市街地の空き地の雑草について、所有者に対して必要な措置を要請する。その他生活環境に関する一般事務費。

**公害防止対策事業** (16,216 千円)

河川水質及び底質、道路交通騒音振動等の調査や大気常時測定局の維持管理等を行う。

**水質汚濁防止対策事業** (9,682 千円)

有機塩素系化合物による地下水汚染の汚染機構解明調査及び浄化対策を実施する。

**放射性物質対策事業** (11,152 千円)

公共施設の空間放射線量の測定及び給食食材等の放射能測定を実施する。

**公衆トイレ維持管理事業** (5,306 千円)

J R 佐倉駅前南口、J R 佐倉駅前観光情報センター、京成佐倉駅前南口、京成佐倉駅前北口、上志津原の各公衆トイレの維持管理及び清掃を実施する。

**畜犬管理事業** (1,173 千円)

狂犬病予防法に基づく畜犬登録業務及び犬の飼い方等について啓発活動を実施する

**佐倉市・四街道市・酒々井町葬祭組合負担金** (116,600 千円)

さくら斎場の整備及び管理運営に対する負担金を支出する。

**迷惑防止推進事業** (210 千円)

駅周辺の喫煙・ポイ捨て等マナー向上の啓発活動や、カミツキガメ等の引き取り処分を行う。

**専用・簡易専用水道管理事業** (619 千円)

専用水道・簡易専用水道の工事に際し、施設基準に適合するものであるかの審査、確認及び給水開始後立入調査等を行う。

**公害監視測定機器整備事業 (3,145 千円)**

公害監視、環境測定の種類機器の整備・更新を行う。

**合併浄化槽普及促進事業 (27,442 千円)**

公共用水域の水質改善のために、家庭用合併処理浄化槽の設置及び維持管理に係る費用の一部を補助する。

**印旛衛生施設管理組合負担金 (129,779 千円)**

佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町で構成する印旛衛生施設管理組合（し尿及び浄化槽汚泥の処理場）に対する負担金。

**廃棄物対策課  
清掃一般事務費 (406 千円)**

廃棄物減量等推進審議会を開催する。その他清掃事業の一般管理費。

**最終処分場管理事業 (15,004 千円)**

清掃事務所、最終処分場の排水処理施設等の維持管理を行う。

**一般廃棄物収集運搬事業 (630,777 千円)**

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。

**環境美化対策事業 (12,039 千円)**

町内清掃等のボランティア活動の促進、不法投棄の処理など生活環境の改善を行う。ゴミゼロ運動の実施。

**不法投棄対策事業 (13,644 千円)**

産業廃棄物及び残土の不法投棄を防止するための監視員制度。

**減量化推進事業 (31,311 千円)**

資源回収協力団体活動の支援や生ごみ処理機購入の補助を行う。

**佐倉市、酒々井町清掃組合負担金 (838,281 千円)**

一般廃棄物の中間処理場及び最終処分場の整備及び運営に対する負担金。

## 【報告事項（２）】

### 佐倉市環境審議会の概要及び今後の審議予定等について

#### １）佐倉市環境審議会について

**設置根拠** 佐倉市環境審議会条例、環境基本法

**設置目的** 本市の環境保全に関する事項を調査及び審議する。

**所掌事項** 市長の諮問に応じ、次の事項を調査及び審議する。  
環境保全対策の樹立及び推進に関すること。  
環境保全対策についての調査及び研究に関すること。  
その他環境保全対策に必要な事項  
他に、佐倉市環境保全条例の規定によるもの  
（下記囲み参照）

**定 員** １２名

**選出区分** 公募による市民 識見を有する者 各種団体の代表

**委員任期** ２年間

#### 「佐倉市環境保全条例」の規定による審議事項

- ・騒音又は振動を規制するために必要な規制基準を制定（変更・廃止）しようとするときの審議会意見聴取（第２６条第２項）
- ・悪臭を防止するために規制基準を制定（変更・廃止）しようとするときの審議会意見聴取（第４５条第２項）
- ・悪臭を発生等させる者が改善命令に従わない場合に、施設の使用又は作業の一時停止を命じる際の審議会意見聴取（第５５条第３項）



(設置)

第一条 本市の環境保全に関する事項を調査及び審議するため、佐倉市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- 一 環境保全対策の樹立及び推進に関すること。
- 二 環境保全対策についての調査及び研究に関すること。
- 三 その他環境保全対策に必要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 公募による市民 四人
- 二 識見を有する者 六人
- 三 各種団体の代表 二人

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第七条 審議会において必要と認めるときは、市職員その他関係者に対し出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年五月一日から施行する。

(佐倉市公害対策審議会条例の廃止)

2 佐倉市公害対策審議会条例(昭和四十七年佐倉市条例第十二号)は、廃止する。

(佐倉市公害防止条例の一部改正)

3 佐倉市公害防止条例(昭和四十七年佐倉市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

附 則(平成一八年三月二三日条例第一三号)

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

## 2) 今後の審議予定について(計画改定等の予定)

### 佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

計画概要	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐倉市役所の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減目標及び取組について定める計画。
計画期間	平成26年度～平成29年度

### 佐倉市生活排水対策推進計画

計画概要	水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」に指定された市町村が策定する、生活排水処理施設の整備や啓発事業を推進し、水質汚濁の改善を図るための計画。
計画期間	目標年次：平成29年度 (平成6年3月に第1期計画、平成21年3月に改訂版(第2期計画)を策定)

### 佐倉市環境基本計画

計画概要	「佐倉市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するために策定する、佐倉市の環境保全における最も基本的な事項を定めた計画。
計画期間	平成10年度～平成30年度

### 佐倉市谷津環境保全指針

計画概要	谷津景観の保全、生物生態系の保全、水源の保全、自然と文化の継承を、谷津の保全活用のための方針と定め、農業者・市民・行政の三者協働により推進するもの。
計画期間	目標年次：平成30年度(平成18年3月策定)

### 【 会議開催予定 】

平成29年度に3回程度開催予定(平成28年度は今後開催予定なし)